

原議保存期間5年
(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第11号
平成27年3月12日
警察庁交通局交通規制課長

信号情報活用運転支援システムの整備推進について

信号情報活用運転支援システムは、信号情報の提供により、ゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ることを目的とする有効な安全運転支援システムであり、平成31年度末までに全国的に整備すべく取組を推進しているところである。

信号情報活用運転支援の実現には、新仕様光ビーコンの整備、交通管制センターにおける機能追加、更には対応車載機の普及が必要であるが、対応車載機は来年度から随時、市場に提供されるものと予想されており、本格運用に向けた計画的なインフラ整備が重要となっている。

そのシステムを整備する路線及び新仕様光ビーコンの整備箇所の選定は、これまで各都道府県警察の実情に応じて行うこととしてきたところであるが、この度、下記のとおり方針を定めることとしたので、各都道府県警察にあってはこれを踏まえ、戦略的かつ計画的な信号情報活用運転支援システムの整備推進に努められたい。

記

1 整備すべき路線

信号情報活用運転支援システムは、原則として、交通管制センター（サブセンターを除く。）により信号制御を行うエリア内の道路で、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和41年総理府令・建設省令第1号）第1条第1項第1号に該当するもののうち一般国道（以下、「整備すべき路線」という。）に整備するものとする。なお、上記以外の道路であっても、その交通実態に鑑み、信号情報活用運転支援が特に必要と認める場合に、当該システムを整備することは差し支えない。

2 路線信号情報提供と光ビーコン整備の基本的な考え方

- (1) 一基の光ビーコンから路線信号情報を提供する信号機の範囲は、信号交差点数で16以内とし、かつ距離にして、「(オフセット更新周期/2) × 規制速度」で求められる範囲以内とする。
- (2) 信号機の運用形態により、路線信号情報の内容が実際の運用と差異が発生するおそれがある場合においては、個々に当該信号交差点の状況、信号制御の運用状況等を総合的に判断し、路線信号情報提供の可否について判断を行うこと。なお、リコール制御については整備対象としない。

3 整備計画の策定

各都道府県警察においては、平成31年度末までに整備する路線について整備計画を策定すること。

計画の策定にあたっては、整備すべき路線の全部について整備することを原則とするが、交通流及び交通量等から路線信号情報提供の高い効果が見込まれる他の道路への振り替えを可能とする。

ただし、平成31年度末までに整備する信号情報活用運転支援の実施路線長が整備すべき路線の路線長を上回ることを目標としてシステムが整備されることとなるよう留意すること。

また、整備する路線については交通環境の変化等に応じて適宜見直しを行うこととする。

4 報告方法等

策定した整備計画について次のとおり記載し、本件担当宛にP-WANメールにより報告することとし、件名は「信号情報活用運転支援システム整備計画（都道府県名）」とすること。なお、報告期限については、平成27年4月24日（金）正午とする。

- (1) 別紙1「整備する路線一覧」に、路線長と信号機数を算出すること。
- (2) 別紙2「集計表」に、別紙1に記入した路線長及び信号機数の合計、並びに整備すべき路線の路線長を記入すること。

5 留意事項

- (1) 整備する路線にある信号機は、リコール制御を除き、すべて整備対象となるため整備を行う信号交差点の上流に光ビーコンがない場合は、更新時における光ビーコン柱の移設又は新設を検討すること。
- (2) 一基の光ビーコンから路線信号情報を提供する信号機の範囲は、当該路線における交差点間の距離、既設光ビーコンの位置、信号運用状況などを総合的に考慮し、安全運転支援効果が最大となるよう検討すること。